

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年 3月31日

香川県病院局事業管理者 松 本 祐 藏

香川県病院局管理規程第2号

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(等級別基準職務)</p> <p>第4条 前条第1項に規定する給料表の職務の級の分類の基準となるべき職務の内容は、行政職給料表又は技能職給料表にあつてはそれぞれ給与条例別表第6アに規定する行政職給料表等級別基準職務表又は技能職員の給与に関する規則別表第2に規定する等級別基準職務表の例によるものとし、医療職給料表にあつては給料表別等級別基準職務表（別表第1、別表第2又は別表第3）に定めるとおりとする。<u>これらの場合において、当該表に定める基準となる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で病院事業管理者（以下「管理者」という。）が定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。</u></p>	<p>(級別標準職務)</p> <p>第4条 前条第1項に規定する給料表の職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、行政職給料表又は技能職給料表にあつてはそれぞれ職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第10号。以下「初任給等規則」という。）別表第1に規定する行政職給料表級別標準職務表又は技能職員の給与に関する規則別表第2に規定する級別標準職務表の例によるものとし、医療職給料表にあつては給料表別級別標準職務表（別表第1、別表第2又は別表第3）に定めるとおりとする。</p>
<p>(級別資格基準)</p> <p>第5条 第3条第1項に規定する給料表の職務の級を決定する場合に必要な資格は、行政職給料表又は技能職給料表の適用を受ける職員にあつてはそれぞれ職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第10号。以下「初任給等規則」という。）別表第8に規定する行政職給料表級別資格基準表又は技能職員の給与に関する規則別表第3に規定する級別資格基準表の例によるものとし、医療職給料表の適用を受ける職員にあつては級別資格基準表（別表第4、別表第5又は別表第6）に定めるとおりとする。</p>	<p>(級別資格基準)</p> <p>第5条 第3条第1項に規定する給料表の職務の級を決定する場合に必要な資格は、行政職給料表又は技能職給料表の適用を受ける職員にあつてはそれぞれ初任給等規則別表第8に規定する行政職給料表級別資格基準表又は技能職員の給与に関する規則別表第3に規定する級別資格基準表の例によるものとし、医療職給料表の適用を受ける職員にあつては級別資格基準表（別表第4、別表第5又は別表第6）に定めるとおりとする。</p>
<p>(有害物等取扱手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 有害物（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第13条第1項第2号ヲに規定する有害物その他これに準ずるものとして<u>管理者が定</u></p>	<p>(有害物等取扱手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 有害物（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第13条第1項第2号ヲに規定する有害物その他これに準ずるものとして<u>病院事業管</u></p>

めるものをいう。)を取り扱う業務

(3) 略

2 略

別表第1 (第4条関係)

医療職給料表(一)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
4級	1 病院長の職務 2 病院の困難な業務を処理する副院長の職務 3 主任部長又は病院の特に困難な業務を処理する部長の職務
3級	1 病院の副院長又は部長の職務 2 病院の困難な業務を処理する医長の職務
2級	1 病院の医長の職務 2 略
略	

別表第2 (第4条関係)

医療職給料表(二)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
7級	中央病院薬剤部長の職務
6級	1 主幹、薬剤部長(中央病院薬剤部長を除く。)又は中央病院副薬剤部長の職務 2 技師長又は副技師長の職務 3 困難な業務を処理する副主幹の職務
5級	1 副主幹の職務 2 略

理者(以下「管理者」という。)が定めるものをいう。)を取り扱う業務

(3) 略

2 略

別表第1 (第4条関係)

医療職給料表(一)級別標準職務表

職務の級	標準職務
4級	1 病院長の職務又はこれに相当する職務 2 病院の困難な業務を処理する副院長の職務又はこれに相当する職務 3 主任部長若しくは病院の特に困難な業務を処理する部長の職務又はこれらに相当する職務
3級	1 病院の副院長若しくは部長の職務又はこれらに相当する職務 2 病院の困難な業務を処理する医長の職務又はこれに相当する職務
2級	1 病院の医長の職務又はこれに相当する職務 2 略
略	

別表第2 (第4条関係)

医療職給料表(二)級別標準職務表

職務の級	標準職務
7級	中央病院薬剤部長の職務又はこれに相当する職務
6級	1 主幹、薬剤部長(中央病院薬剤部長を除く。)若しくは中央病院副薬剤部長の職務又はこれらに相当する職務 2 技師長若しくは副技師長の職務又はこれらに相当する職務 3 困難な業務を処理する副主幹の職務又はこれに相当する職務
5級	1 副主幹の職務又はこれに相当する職務 2 略

略

別表第3（第4条関係）

医療職給料表(三)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
7級	中央病院看護部長の職務を兼ねる中央病院副院長の職務
6級	看護部長の職務（7級の基準となる職務の欄に掲げる職務を除く。）
5級	1 副看護部長、看護師長、副主幹又は副看護師長の職務 2 略
略	

別表第10（第7条関係）

職	区分
略	
略 中央病院副院長（中央病院看護部長を兼ねる中央病院副院長を除く。） 略	略
略	
略 主幹（地域連携業務担当を除く。）	略
中央病院副薬剤部長 略 白鳥病院副看護部長（管理者が認めるものに限る。） 主幹（地域連携業務担当に限る。）	略

別表第13（第20条関係）

職	割合
略	
略	略

略

別表第3（第4条関係）

医療職給料表(三)級別標準職務表

職務の級	標準職務
7級	管理者が認める職務
6級	看護部長の職務又はこれに相当する職務（7級の標準職務の欄に掲げる職務を除く。）
5級	1 副看護部長、看護師長、副主幹若しくは副看護師長の職務又はこれらに相当する職務 2 略
略	

別表第10（第7条関係）

職	区分
略	
略 中央病院副院長 略	3種
略	
略 主幹	6種
白鳥病院薬剤部長 中央病院副薬剤部長 略 白鳥病院副看護部長（管理者が認めるものに限る。）	7種

別表第13（第20条関係）

職	割合
略	
略	100分の20

中央病院副院長（中央病院看護部長を兼ねる中央病院副院長を除く。）	中央病院副院長
略	略
略	略

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。